



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

999	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	1
1000	身体障害者福祉法による医師の指定	(").....	1
1001	六箇井土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	2
1002	基本測量の実施	(技術調査課).....	2
1003	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	2
1004	港湾施設の公示	(港湾空港振興課).....	3

○ 公告

	毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務課).....	3
	都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	4
	〃	(").....	5

○ 監査公表

	監査公表第15号	5
	監査公表第16号	8

告 示

和歌山県告示第999号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成23年9月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
森田照男	泌尿器科	橋本市民病院	橋本市小峰台二丁目8番地の1	平成23.6.30
西尾正彦	整形外科	医療法人南労会 紀和病院	橋本市岸上18番地の1	平成23.6.30

和歌山県告示第1000号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成23年9月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類												
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し や く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は ば っ ち り 直 腸	小 腸	免 疫	肝 臓
			田辺市た	平成													

吉井稔章	眼科	坂ノ下眼科	きない町 21-25	23.9.7	○													
飯田高広	整形外科	財団法人白浜 医療福祉財団 白浜はまゆう 病院	西牟婁郡 白浜町14 47	平成 23.9.7									○					

和歌山県告示第1001号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、六箇井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成23年9月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1002号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年9月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成）
- 2 作業期間 平成23年9月2日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 橋本市、紀の川市、かつらぎ町

和歌山県告示第1003号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年9月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域の名称
古座-002（7-423-2-014）、右東谷川右支溪（7-423-1-032）、古座川左支溪（7-423-1-034）、古座-003（7-423-1-035）、鎌々谷（7-423-1-036）、鎌ヶ谷川左支溪（7-423-1-037）、古座-001（7-423-1-038）、大島-001（7-407-1-054）、イワ谷川（7-407-1-055）、田代川（7-407-1-056-1）、田代川（7-407-1-056-2）、古座（1）（1-1859）、上の山（1-1860）、上の山（2）（I-1861）、鎌ヶ谷（I-1862）、古座（201）（II-7365）、古座（301）（III-4370）、古座（303）（III-4372）、古座（304）（III-4373）、古座（305）（III-4374）、大島（I-1756）、大島北地（I-1757）、大島南（I-1758）、大島南（1）（I-2340）、大島（2）（I-4554）、大島（3）（I-4555）、大島（201）（II-7279）、大島（101）（II-70010）
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第6条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串

本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1004号

県が管理する港湾施設を、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年9月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

新宮港港湾施設

種 類	名 称	位 置	数 量	能 力
波除堤	内港第一波除堤	新宮市三輪崎地先	延長 30.0メートル	天端高 +3.0メートル

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え付ける。

公 告

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成23年9月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験期日及び時間

平成24年1月15日（日）

午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

(1) 和歌山会場 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 和歌山市北出島1-5-47

(2) 田辺会場 西牟婁総合庁舎 田辺市朝日ヶ丘23-1

3 試験種別

(1) 一般

(2) 農業用品目

(3) 特定品目

4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験申込の手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成23年10月3日（月）から同年11月4日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間。

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。以下同じ。）

(2) 受験申込書の受付期間

平成23年10月24日（月）から同年11月4日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に（3）に掲げる場所で受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成23年11月4日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問い合わせ先

薬務課及び県立保健所

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により行うこと。

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成23年9月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山市

加太字蛭子町、字南仲丁、字北浜場、字新出、字山田東原及び字山田

磯ノ浦字浜開及び字外浜開

西庄字土井、字片山下、字岩ノ谷口及び字大神宮前

木ノ本字岩ノ谷

中字枇杷谷、字藤戸、字楠谷、字大原、字宇佐谷及び字峠原

栄谷字城谷及び字高塚

園部字天神墓

六十谷字笹谷、字妙見原、字観音原、字平ノ上及び字壺梅

直川字瀧ノ谷

湊字青岸坪

鳴神字清水谷

田尻字大谷山田

三葛字風呂山、字川原、字弁天山及び字中尾

雑賀崎字泊り新開及び字永尾西原

西浜字中川向井ノ坪の各一部（地先含む。）

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成23年9月20日から平成23年10月4日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成23年9月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市都市計画部都市計画課
- 3 縦覧期間
平成23年9月20日から平成23年10月4日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成23年7月27日から同月29日までに実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年9月16日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 藤 山 将 材
和歌山県監査委員 服 部 一

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
和歌山県消防学校	平成23年7月27日
和歌山県立文書館	〃
和歌山県環境衛生研究センター	〃
和歌山県消費生活センター	〃
和歌山県男女共同参画センター	〃
和歌山県動物愛護センター	〃
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	〃
和歌山県立図書館	〃
和歌山県立近代美術館	〃
和歌山県立博物館	〃
和歌山県立紀伊風土記の丘	〃
和歌山県立自然博物館	〃
和歌山県立向陽高等学校・中学校	〃
和歌山県立和歌山工業高等学校	〃
和歌山県立和歌山商業高等学校	〃
和歌山県立青陵高等学校	〃
和歌山県立和歌山盲学校	〃
和歌山県立和歌山ろう学校	〃
和歌山県立紀北支援学校	〃
海草振興局	平成23年7月28日

和歌山県立和歌山北高等学校	〃
和歌山県立和歌山高等学校	〃
和歌山県立桐蔭高等学校・中学校	〃
和歌山県立和歌山東高等学校	〃
和歌山県立星林高等学校	〃
和歌山県立和歌山西高等学校	〃
和歌山県立海南高等学校	平成23年7月29日
和歌山県立陵雲高等学校	〃
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	〃
和歌山県和歌山東警察署	〃
和歌山県和歌山西警察署	〃
和歌山県和歌山北警察署	〃
和歌山県海南警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県消費生活センター

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発に該当する出発時刻ではないのに早朝出発と記載されており、旅費が加算されていたので、適切に処理されたい。

(イ) 通信運搬費において、支出負担行為即支出命令によって切手代金を支出していたので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県動物愛護センター

プリンターを廃棄しているが、物品不用調書及び不用品処分調書が作成されていなかったなので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県立図書館

(ア) 集中調達物品の消耗品費の納品検査において、物品調達何書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(イ) 音響設備の修繕を一者の見積書により随意契約で行っているが、二者以上のものから見積書を徴取されたい。

エ 和歌山県立近代美術館

年間を通じて実施している保守点検業務において、新たな保守・点検及び修繕の必要性が報告されていないにもかかわらず、それらの業務を発注しており、さらに、当該保守・点検については、本来、修繕料で執行すべきであるのに委託料で執行されているものが含まれていることから、今後、適正な事務処理に留意されたい。

オ 和歌山県立紀伊風土記の丘

集中調達物品以外の物品の納品書の受付において、発注課室の受付印、職員の個人印を押印していないものが1件あったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

カ 海草振興局地域振興部

(ア) 繰越事業がないのに、繰越事業に係る事務費の配当予算を受けて執行していたので、適正に処理されたい。

(イ) 委託業務契約において、求めている実績報告書が提出されていなかったなので、適正に処理されたい。

キ 海草振興局健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成22年度末で約536万円となっており、前年度に比し約117万円減少している。今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ク 海草振興局建設部

(ア) 土木使用料等の収入未済額については、平成22年度末で約60万円となっており、前年度に比し約245万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適正な債権管理に努められたい。

(イ) 道路占用料、河川占用料及び常時使用に係る和歌山県都市公園使用料の納期限について、和歌山県税外収入徴収規則（昭和33年和歌山県規則第34号）別表第4に定める期限と異なる設定をした事例が多数あった。

また、同表で定める納期限後に許可を与えた事例について、収入調定日が遅延した事例が散見されたので、適正に処理されたい。

(ウ) 事務所設置目的で行政財産の目的外使用許可を与えた事例について、使用料の積算単価、面積及び使用料の収入科目を誤っていたので、適正に処理されたい。

(エ) 海南工事事務所における許可期間が1か月未満の道路占用料について、消費税の課税対象となるが、消費税額を加算していない事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に基づく占用許可について、占用料を免除している事例があったが、その根拠が不明であるため、決裁文書に免除根拠を記載するなど、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立和歌山北高等学校

寄宿舎の配水管等の修繕費を公費以外で処理した事例があったので、総計予算主義の原則に従い、適正に処理されたい。

コ 和歌山県立和歌山高等学校

集中調達物品の消耗品費の納品書の受付において、発注課室の受付印の中に、当該物品を受け付けた職員の個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

サ 和歌山県立和歌山東高等学校

教育財産使用許可について、土地に対して、支柱2本、支線1本の使用許可をしているが、土地は和歌山市からの借受財産となっており、使用許可には該当しないため、適正に処理されたい。

シ 和歌山県立星林高等学校

代行員（補充職員）の賃金支払について、賃金支払明細書の勤務日数と出勤簿及び勤務日誌の日数が相違している事例があった。不足分の賃金については、公費以外で支払われているが、勤務をした日数に係る賃金については、公費で支給されたい。

ス 和歌山県立和歌山西高等学校

(ア) 旅行命令簿において、夜間帰着に該当する帰着時間ではないのに夜間帰着と記載されており、旅費が加算されていたので、適切に処理されたい。

(イ) 備品購入費の支出において、履行確認を行っていないものがあったので、適正に処理されたい。

(ウ) 平成22年度にPTA会長から寄附を受けた軽貨物自動車については、物品管理等事務規程上の諸手続を行い、公用車として管理されたい。

(エ) 通常のPTA会費とは別に新入生から集めている入学協力金（PTA振興費）の用途において、公会計処理が妥当と考えられる事例があるので、学校における会計処理の原則に従い、適正な会計処理を行われたい。

セ 和歌山県立海南高等学校

空調設備洗浄業務委託の簡易公開調達において、入札の参加条件を業務種別の小分類「建築物清掃」としていたため、参加業者も少なく、入札も不調に終わっている。空調設備洗浄業務については、「冷暖房設備等保守」を参加条件とし競争性が確保されるよう適切に処理されたい。

ソ 和歌山県立陵雲高等学校

(ア) 集中調達物品以外の物品の納品において、納品書が保存されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(イ) 使用料及び賃借料に係る支出負担行為2件において、会計課に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

タ 和歌山県立紀伊コスモス支援学校

支出負担行為2件が会計課へ合議されていなかったため、適正に処理されたい。

チ 和歌山県和歌山東警察署

道路標識の緊急小規模修繕（5万円未満）について、同一業者と随意契約を行っているため、業者の選定が公平となるよう改善されたい。

ツ 和歌山県和歌山西警察署

道路標識の緊急小規模修繕（5万円未満）について、同一業者と随意契約を行っているため、業者の選定が公平となるよう改善されたい。

テ 和歌山県和歌山北警察署

道路標識の緊急小規模修繕（5万円未満）について、同一業者と随意契約を行っているため、業者の選定が公平となるよう改善されたい。

ト 和歌山県海南警察署

道路標識の緊急小規模修繕（5万円未満）について、同一業者と随意契約を行っているため、業者の選定が公平となるよう改善されたい。

(3) 検討事項

ア 和歌山県立和歌山北高等学校

学校内に設置された自動販売機5台について、PTAに許可を与え、使用料を全額免除しているが、自動販売機の不具合の際の連絡及び電気料金の実費の請求を学校が直接設置業者に行っており、PTAが関与していないことから、申請者及び許可先を自販機設置業者に改めるとともに、使用料の徴収について教育委員会事務局と協議されたい。

イ 和歌山県立桐蔭高等学校・中学校

北門の東部外壁より北側の現況道路敷となっている土地が学校用地として存しており、教育財産として使用されていないため、適切に財産管理するよう所管部と協議されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第16号

平成23年4月28日付け監査報告第3号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年9月16日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 藤 山 将 材

和歌山県監査委員 服 部 一

1 公立大学法人和歌山県立医科大学

(1) 監査実施年月日 平成23年1月31日

(2) 監査の結果

ア 指摘事項

(ア) 電気・機械設備運転監視及び保守業務については、公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程第25条第1項第1号「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。」に基づき、特定の者と契約している。当該業務を実施できる者は、複数存在すると考えられることから随意契約の理由がない。

また、契約額も他の事業者等と比較検討されていない。

イ 注意事項

(ア) 空調フィルターの点検・取替えは、電気・機械設備運転監視及び保守業務において実施されているが、契約内容から取替え実績が減少しており、その分の価格は他の点検業務の増分で相殺されている。これは業務内容の変更に当たり、書面での決裁が必要であるので、適正に処理されたい。

(イ) 電気・機械設備運転監視及び保守業務の委託契約書第10条「乙（契約先業者）は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲（医科大学）の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」となっているが、一括の再委託の届出書があるだけで、個々の業務でそれぞれ承諾した決裁書類がないため、適正に処理されたい。

(ウ) 電気・機械設備運転監視及び保守業務における設備運転監視業務の管理日誌には、勤務した人数の記載はあるが、氏名が記載されていない。責任者及び設備主任者を毎日確認することが必要であり、氏名を記載されたい。

(エ) 清潔区域環境管理業務の契約関係書類において、予定価格の根拠となる積算資料が残されていないので、今後このようなことがないように適正に処理されたい。

(オ) 診療費（患者負担分）の未収金については、平成21年度末で約190,155千円となっており、前年度末に比し約27,580千円減少している。

今後とも未納者の現状を把握して、督促・納入指導等を行い、債権管理に努められたい。

(カ) 平成21年度「その他の未収金」のうち、監査実施日現在も未収となっているものがあるので、早期の解消に努められたい。

また、債権に係る延滞金で異なる取扱いがあるため、徴収する場合の基準を明確にされたい。

(キ) 固定資産の貸付事務において、使用料の算定誤りなど、不適正な事例があったので、適正に処理されたい。

(ク) 超過勤務手当の不正受給案件については返還されているが、命令権者が実態把握できていなかったことが一因であるため、超過勤務の時間を確認できるよう管理強化を図るなど適正に対処されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 指摘事項

当法人における平成22年度の入札制度改革に沿って、競争性及び透明性の確保を図るため、平成23年度より総合評価落札方式による条件付き一般競争入札を実施した。

イ 注意事項

(ア) 業務内容の変更にあっては、その都度書面により決裁を行うこととした。

(イ) 業務の再委託が必要な場合には、あらかじめ受託者から承諾願の提出を受け、決裁後書面により諾否を受託者に通知することとした。

(ウ) 管理日誌に勤務した従事者の氏名を記載することとした。

(エ) 予定価格の積算資料についても、他の契約関係書類とともに公立大学法人和歌山県立医科大学文書処理規程にのっとり適正に保管するよう職員に徹底した。

(オ) 診療費の未収金の整理については、随時、電話や文書による督促を行うとともに未収金専任職員を配置し、訪問調査、督促及び徴収を実施している。

また、高額で一括払が困難な患者には分割の相談に応じるなど、早期回収に努め、さらに、未収金の発生防止として、事務と病棟との連携を密にし、患者の経済状況等を把握し、必要な患者には、公費による救済制度や高額現物給付制度を紹介するなど患者サービスの向上と併せて未収金の発生防止に努めている。

なお、平成22年度末の未収金についても、平成21年度末に比べ約1,500千円減少している。

今後とも引き続いて、積極的に未収金対策に取り組んでいく。

(カ) 未収となっていたテナント料については、再三にわたり口頭及び書面による支払の督促を行い、平成22年度末までに延滞金を含めた未収金全額を回収した。

また、医学部生授業料に係る延滞金及び研究生授業料についても、その後督促を続け完納した。

なお、授業料に係る延滞金は、学部生及び大学院生は徴収していたが、研究生については徴収していなかったため、授業料に係る延滞金の取扱いを統一し、研究生についても授業料納入通知の際、延滞金徴収について予告した上で、未納の場合は書面により督促を行い、医学部及び大学院同様延滞金を徴収するように平成23年度から改めることとした。

(キ) 使用料の算定誤りなどの不適正な事例については、順次是正している。

(ク) 附属病院における管理職ではない士長等に対する超過勤務命令等については、病院課長の専決事項となっていたが、平成23年2月1日付けで組織規程を改正し、勤務実態等がより正確に把握できる医師（教授）が行うこととした。